官

平成十六年九月二十九日

七十三号)の一部を次のように改正する。 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令農林水産大臣 島村 宜伸

キンス種のマンゴウの生果実であつて農林水の地域を経由しないで輸入されるトミーアト四十三 ブラジル連邦共和国から発送され、他 この省令は、公布の日から施行する。 産大臣が定める基準に適合しているもの

ように加える。

「、第三十六及び第四十三」に改め、付表に次の別表二の一の項植物の欄中「及び第三十六」を

施行規則の一部を改正する省令を次のように定め第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)(農林水産省令第七十一号)